

春日井市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子どもの健やかな成長を応援する目的で支給する物価高対応子育て応援手当（以下「子育て応援手当」という。）の支給事業について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 子育て応援手当は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対し、支給するものとする。

- (1) 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童にあっては、同年10月分。以下同じ。）の児童手当の受給者
 - (2) 令和7年9月30日（以下「基準日」という。）の翌日から令和8年3月31日までに出生した児童（以下この号において「新生児」という。）の父母等（法第4条第1項に規定する父母等をいう。）、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（次項第2号において「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。次項第2号において同じ。）の設置者
 - (3) 第1号に掲げる者の配偶者であって、基準日の翌日から令和8年3月31日までに離婚（離婚調停中その他これらに準ずるものを含む。）により新たに児童手当の受給者となったもの（同号に掲げる者から子育て応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合又は当該者が子育て応援手当に相当する額の金銭等を子育て応援手当の目的のため、費消していた場合を除く。）
- 2 子育て応援手当は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者に対し、支給するものとする。ただ

し、既に支給対象者に対して、第4条第3項及び第7条第1項の規定により子育て応援手当の支給が決定されている場合は、この限りでない。

- (1) 基準日から支給決定前までの間に支給対象者が死亡した場合（この項の規定により子育て応援手当を支給される者が、子育て応援手当の支給決定前に死亡した場合を含む。）支給対象者が死亡した日の属する月の翌月分の当該死亡した者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適當と認められる者
- (2) 基準日から支給決定前までの間に支給対象者に係る児童が施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下この号において同じ。）であることを市が把握した場合 施設入所等児童が委託されている里親等又は施設入所等児童が入所若しくは入院している障害児入所施設等の設置者
- (3) 基準日から支給決定前までの間に支給対象者からの暴力を理由に避難し、当該支給対象者と生計を別にしている当該支給対象者の配偶者（現に対象児童（令和7年9月分の児童手当に係る児童又は基準日の翌日から令和8年3月31日までに出生した児童をいう。以下同じ。）を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が春日井市に到達した場合 当該支給対象者の配偶者

（子育て応援手当の支給額）

第3条 子育て応援手当の支給額は、対象児童1人につき20,000円とする。

（一般支給対象者に対する子育て応援手当の支給の申込み等）

第4条 市長は、一般支給対象者（第2条第1項第1号の支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員を除いた者及び第2条第2項各号に定める者をいう。以下同じ。）に対し、子育て応援手当の支給の申込みを行うものとする。

- 2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けたときは、物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書（第1号様式）により、子育て応援手当の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、第1項の支給の申込み後、市長が定める期間の経過後速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、子育て応援手当を支給する。ただし、前項に規定する届出があったときは、この限りでない。

（一般支給対象者に対する支給）

第5条 一般支給対象者に対する支給は、児童手当の指定口座（令和7年9月分の児童手当支給後に指定口座の変更があった場合は、当該変更後の口座）への振込により行うものとする。

- 2 一般支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長が定める期日までに、物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書（第2号様式）により市長に届け出なければならない。
 - (1) 令和7年9月分の児童手当の支給に当たり、指定していた口座等を解約等しており、子育て応援手当の支給に支障が生じる恐れがある場合
 - (2) 金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他前項又は次項第1号に定める方法による支給が困難な場合
- 3 前項に規定する届出があった場合は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により子育て応援手当を支給するものとする。
 - (1) 前項第1号の規定に該当するとき 口座への振込
 - (2) 前項第2号の規定に該当するとき 窓口で現金交付

（公務員支給対象者等に係る申請）

第6条 公務員支給対象者等（公務員支給対象者（第2条第1項第1号の支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。次項において同じ。）、出生児童支給対象者（第2条第1項第2号の支給対象者をいう。）及び離婚等支給

対象者（同項第3号の支給対象者をいう。）をいう。以下同じ。）が子育て応援手当を受けようとするときは、市長が別に定める日までに物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する公務員支給対象者に係る申請の受付開始日は、市長が別に定める日とする。
- 3 代理により第1項の申請を行うことができる者は、公務員支給対象者等の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適當と認められる者とする。

（公務員支給対象者等に対する支給の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、支給を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給の決定をした申請者に対し、子育て応援手当を支給するものとする。

（公務員支給対象者等に対する支給）

第8条 公務員支給対象者等に対する支給は、第6条第1項に規定する申請書に記載された金融機関の口座への振込により行うものとする。ただし、公務員支給対象者等が金融機関に口座を開設していないこと及び金融機関から著しく離れた場所に居住していること等により支給が困難な場合は、窓口で現金交付により支給するものとする。

（子育て応援手当の支給等に関する周知）

第9条 市長は、子育て応援手当支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、市ホームページその他の方法による市民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者等から第6条第1項に規定する申請期限までに同項の申請が行われなかった場合は、当該公務員支給対象者等が子育て応援手当の支給を受けることを辞退

したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、市長が別に定める日までに指定口座への振込が口座解約、変更等によりできない場合は、本件契約は解除するものとする。

3 市長が第7条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず、市長が別に定める日までに申請書の補正が行われないことその他公務員支給対象者等の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 市長は、子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て応援手当の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月7日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書

(宛先) 春日井市長

次のとおり、物価高対応子育て応援手当の受給拒否について届け出ます。

- 私は、物価高対応子育て応援手当の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 本届出により、物価高対応子育て応援手当の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に貼付し、提出します。

令和 年 月 日

届出者住所
届出者氏名
届出者連絡先

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写し

第2号様式（第5条関係）

物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書

令和 年 月 日

(宛先) 春日井市長

次のとおり、物価高対応子育て応援手当の支給口座登録等について届け出ます。

1 届出者・申請者（児童手当を受給している方）

（フリガナ） 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 ・ 女	昭和・平成 年 月 日	電話 ()
			住所（令和7年9月30日時点の住民票所在地）
※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。			

2 新規振込先指定口座等（児童手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。）

希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。

ア 公金口座への振込みを希望

個人番号	（7桁）
------	------

イ 指定の金融機関口座（1の届出者名義の口座に限ります。）への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を裏面に添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義（フリガナのみ）
銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 出張所	普通 当座	（7桁）	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

ウ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座開設できない場合等、口座による受け取りが出来ない方は、その理由の記載と本人確認書類を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由	
-------------	--

【誓約・同意事項】

- (1) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- (2) 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この届出書は、市において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- (5) 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が定める日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高対応子育て応援手当が支給されないことに同意します。
- (6) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

振込先金融機関口座確認書類 添付箇所

2イを選択した場合は、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカードの写し

本人確認書類 添付箇所

2ウを選択した場合は、本人確認書類を添付してください。

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の
写し

第3号様式（第6条関係）

物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）

令和 年 月 日

（宛先）春日井市長

次のとおり、物価高対応子育て応援手当について、申請します。

1 申請・請求者

(フリガナ) 氏名		性別	生年月日	現住所
		男 ・ 女	昭和・平成 年 月 日	電話 ()
※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。		所属庁		住所（令和7年9月30日時点の住民票所在地）

2 対象児童

次に該当する支給対象児童について記入してください。

- (1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童は、令和7年10月分）の児童手当に係る児童
(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居別居	住所（別居の場合のみ記入）
1			男 ・ 女	平成・令和 年 月 日		
2			男 ・ 女	平成・令和 年 月 日		
3			男 ・ 女	平成・令和 年 月 日		
4			男 ・ 女	平成・令和 年 月 日		
5			男 ・ 女	平成・令和 年 月 日		

3 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

公務員児童手当受給状況証明欄（申請者が公務員の場合）

*この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

証明欄 附番

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記 人の対象児童に係る児童手当の受給者であること等について証明します。

令和 年 月 日

証明者

〔 証明事務担当
電話番号 〕

4 受取方法

希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。

- ア 公金口座への振込みを希望

個人番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

- イ 児童手当振込口座等の指定の金融機関口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を下欄に添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義（フリガナのみ）
銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 出張所	普通 当座	 	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

【誓約・同意事項】

- (1) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- (2) 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- (5) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が定める日までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

振込先金融機関口座確認書類 添付箇所

4イを選択した場合は、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し